

平成二十二年四月三十日受領
答弁第四一三三号

内閣衆質一七四第四一三三号

平成二十二年四月三十日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察官による取調べの実態及びそれに対する法務省政務三役の認識等に関する
第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出檢察官による取調べの実態及びそれに対する法務省政務三役の認識等に関する第三回質問に対する答弁書

一について

御指摘の各調査の内容が確認できる関係文書については、保存期間が満了しているため保存されていない。

二について

御指摘の取調べの相手方に暴行を加えた檢察官三名に対しては、必要な調査を行った上で、いずれも平成五年又は平成六年に懲戒処分を行っており、御指摘の取調べの相手方に威迫的で不適切な発言を行った檢察官に対しても、必要な調査を行った上で、平成十七年に法務省の内規に基づく処分を行っているところ、既に当該各調査及び処分後相当期間が経過していること、御指摘の各事案について、当該各調査の内容が確認できる関係文書が保存されておらず、御指摘の「当時の状況を知る現職の檢察庁職員」の存否等の把握が困難であること、及び右の四名の檢察官は当該各処分を受けて退職し、檢察官の身分を離れており、このような個人のプライバシーにかかわる事柄でもあること等にかんがみ、改めて御指摘のような調

査をする必要はないものと考えている。

三について

お尋ねの事例については承知していない。